

## アスレティックトレーナーコース申請基準

### 1. 承認校について

講習・試験免除適応コース（以下「免除適応コース」という）の承認については、次に掲げる学校にて行われるものであること。

「学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、但し専修学校の場合は2年以上の専門課程」

### 2. 申請に関する事項

- (1) アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、「免除適応コース申請書」を、申請を希望する前年度の日本体育協会（以下「本会」という）指導者育成専門委員会で承認されるよう本会に提出すること。
- (2) 前項の申請にあたっては、既定の申請書に学校名、学部名および学科名等（コース、課程等含む）申請するコースを詳細に記載すること。
- (3) アスレティックトレーナーコースの申請に当たっては、「共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲコース」も併せて申請すること。
- (4) 申請書が提出された後、本会指導者育成専門委員会で承認されるためには、指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会の部会員および担当職員の「指導状況調査」を受けなければならない。なお、「指導状況調査」については、承認後も一定期間の内に行うものとする。

### 3. 免除適応コースの承認に関する事項

- (1) 免除適応コースの申請については、免除適応コース申請基準に基づき、申請書に必要書類を添付し提出しなければならない。
- (2) 免除適応コースの承認については、申請書を提出後、本会アスレティックトレーナー部会および指導者育成専門委員会の審議を経て、本会が承認する。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合には、届出をし、承認を得なければならない。
- (4) 継続申請校がアスレティックトレーナー養成に関わるコース（学部・学科等）を新設すること並びに既存コースの定員を増やすことはできない。

### 4. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項

- (1) 免除適応コース承認校においては、専任の公認アスレティックトレーナー「アスレティックトレーナー専任教員」を置かなければならない。
- (2) アスレティックトレーナー専任教員は下記の者であって専ら大学や専門学校等の免除適応コースの管理の任に当たることができる者とする。

- (3) アスレティックトレーナー専任教員とは、他の専任（常勤）の職を有する者でないことを意味し、大学等の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。
- ①アスレティックトレーナー専任教員の内、少なくとも一人は公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者で、スポーツ現場における実務経験が3年以上の者とする。（専任：主）
  - ②その他のアスレティックトレーナー専任教員は、公認アスレティックトレーナー資格取得後、スポーツ現場における実務経験が2年以上の者として行うことができる。（専任：副）
  - ③上記①②の者であっても、本会が開催する専任教員講習会を修了していること。但し、平成17年度までの専任教員についてはこの限りではない。
  - ④本会が開催するアスレティックトレーナー専任教員ミーティングに、毎年各校から必ず1名は参加しなければならない。なお、各校のアスレティックトレーナー専任教員は2年に1回は参加することが望ましい。
  - ⑤アスレティックトレーナー専任教員が資格更新のための義務研修を未受講などの理由によりアスレティックトレーナー資格を更新できなかった場合、その教員は専任教員としての資格を喪失する。
  - ⑥上記⑤の者がアスレティックトレーナー専任教員の資格を得るためには、上記③の専任教員講習会を修了しなければならない。
- (4) アスレティックトレーナー専任教員を置く場合は、個票（経歴等含む）を提出し、本会アスレティックトレーナー部会にて承認を受けること。ただし、継続の場合はこの限りではない。なお、継続の場合においても個票（経歴等含）を提出することとする。
- (5) アスレティックトレーナー専任教員の数  
アスレティックトレーナー専任教員は、アスレティックトレーナーコース対象学生が一学年60人以内である場合は1人以上、61人以上である場合は、その超える数が40人を増すごとに1人を加えた数としなければならない。

## 5. 教育に関する事項

- (1) 公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムを教授するのに適当と認められる者とは、別表の講師基準を満たす者であって、教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者（各当該専門科目の分野に関し教育経験を有する大学の専任講師以上の者）であり、本会アスレティックトレーナー部会が認める者とする。
- (2) 一専任教員の一週間当たりの授業時間は、15時間を標準とする（90分で週7コマ）。

## 6. 授業に関する事項

- (1) 教育の内容は、別表の公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキ

ュラムの通りであること。また、講習科目1から10の順に学ぶことが望ましい。

(2) 教育の時間数は、現場実習を除く600時間以上とする。

但し、授業時数を単位に換算する場合の計算方法は、学校教育法、大学設置基準及び専修学校設置基準等によるものとする。

## 7. 現場実習に関する事項

(1) 免除適応コース承認校は、学生に対し現場実習の機会を確保し、知識・技術の向上を図るため現場実習の教育を行えるよう努めること。

(2) 現場実習については、公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムに基づき行うこと。

①現場実習時間は、180時間（実時間数）以上とすること。

1) 見学実習：30時間、 2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習：30時間、 3) スポーツ現場実習：30時間、 4) アスレティックリハビリテーション実習：30時間、 5) 総合実習：60時間

②クリニック等医療機関等で行うことができる現場実習については、実習時間の内「3)スポーツ現場実習、5)総合実習」を除く90時間以内とすること。

③申請できる一日の実習時間及び週の日数は、一日3時間以内、週5日間までとすること。

④合宿や遠征等長期にわたる現場実習については、一日6時間以内で連続して最長5日間までとし、年間2回までを原則とすること。

⑤免除適応コース承認校として認定を受けた教育機関の同一キャンパス内施設での複数運動部活動における現場実習については、現場実習計画書に記載された公認アスレティックトレーナーが実際に指導することを条件として、現場実習時間として認める。但し、指導できる人数の総数、1日当たりの実習時間については上記の通りとする。

⑥異なるキャンパス及び学外における現場実習に関しては上記⑤は適用しない。

⑦公認アスレティックトレーナーが帯同しない合宿、試合は現場実習として認めない。

⑧現場実習を行うにあたっては、毎年当該年度分の「現場実習計画書」を6月末迄に提出し、3月末までに「現場実習報告書」を提出すること。

(3) 現場実習の指導ができる者等について

①現場実習の指導ができる者は、別表の講師基準を満たす者であること。

②同年度において一人の公認アスレティックトレーナーが指導できる実習生(学生)の総数は次の通りとする。但し、「1)見学実習」についてはこの限りでない。

- ・ 専任教員（専任：主）：36名以内
- ・ 専任教員（専任：副）：24名以内
- ・ 上記以外の公認アスレティックトレーナー：12名以内（但し、アスレティックトレーナーマスターについては24名以内とする）
- ・ 公認スポーツドクター：24名以内

- ③実習生を指導する場合は、必ず「現場実習報告書（個人用）」に必要事項を記入し署名・捺印をしなければならない。
- ④現場実習を引き受ける者は、毎年6月末までに「現場実習受入計画書」を、各学校を通じて本会に提出すること。
- (4) 現場実習の期間等  
現場実習は、学校に入学した年度より有効とする。ただし、1) 見学実習の後、2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習、3) スポーツ現場実習、4) アスレティックリハビリテーション実習、を行った上で、5) 総合実習を行うことが望ましい。また、現場実習は授業の進行状況に応じて行うことが望ましい。
- (5) 個人情報の保護について  
現場実習に参加する実習生（学生）は、現場実習で知り得た情報を漏洩することの無いよう、現場実習先と守秘義務を結ぶことを原則とする。また、現場実習の指導にあたる者も、実習生（学生）に関する情報を漏洩することの無いよう守秘義務を結ぶことを原則とし、個人情報保護法を遵守すること。
- (6) 検定試験について  
本会が実施する公認アスレティックトレーナー専門科目検定試験のうち、総合実技試験を受験する場合は、必要事項が記載された「現場実習報告書（個人用）」を検定試験願書に添付しなければ受験資格を得ることができない。
- (7) その他  
免除適応コース承認校において、2年間、在学生のうち1人も現場実習を履修する者がいない場合には、その後の免除適応コースの承認を取り消すことがある。

## 8. 施設及び設備等に関する事項

アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、公認アスレティックトレーナーの教育に必要な次の施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

- (1) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な教室・実技実習室等の施設を有すること。
- (2) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。

## 9. 附則

- (1) この基準は、本会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会の決定により変更することができる。
- (2) 平成23年2月16日改定、平成24年4月1日施行
- (3) 平成23年4月1日改定
- (4) 平成25年5月21日改定、平成26年4月1日施行
- (5) 平成26年10月28日改定

## 日本体育協会公認アスレティックトレーナー養成講習会 専門科目講師基準

科目名	講師基準
1. アスレティックトレーナーの役割 30時間	・免除適応コース承認校アスレティックトレーナー専任教員(専任:主)
2. スポーツ科学 ①トレーニング科学 30時間 ②バイオメカニクス 30時間 ③運動生理学 30時間 ④スポーツ心理学 30時間 120時間	以下のいずれかの条件を満たす者 ・学校教育法第92条に定める助教以上の者で、担当科目の教育実績および研究実績を持つ者 ・日本体育学会、日本体力医学会または担当科目に関係する学会に所属し、担当科目の専門領域における研究実績を持つ者 ・大学その他の研究機関において、研究職として担当科目の専門領域における研究実績を持つ者 ・大学卒業後、スポーツ系専門学校において10年以上の担当科目の専門領域における教育実績および研究実績を持つ者 ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者で、スポーツ科学領域の大学院を修了している者
3. 運動器の解剖と機能 60時間	・公認スポーツドクター(整形外科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関において解剖学の教育実績および研究実績を持つ者
4. スポーツ外傷・障害の基礎知識 60時間	・公認スポーツドクター(整形外科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後8年を経過している者で資格取得後実務経験が5年以上の者が5分の1を超えない範囲で担当することができる
5. 健康管理とスポーツ医学 30時間	・公認スポーツドクター(内科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後8年を経過している者で資格取得後実務経験が5年以上の者が5分の1を超えない範囲で担当することができる
6. 検査・測定と評価 60時間	・公認スポーツドクター(整形外科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関において測定・評価に関する教育実績および研究実績を持つ者がその2分の1を超えない範囲で体力測定部分を担当することができる
7. 予防とコンディショニング 90時間	・公認スポーツドクター ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関においてトレーニング科学に関する教育実績および研究実績を持つ者がその3分の1を超えない範囲でトレーニング部分を担当することができる
8. アスレティックリハビリテーション 90時間	・公認スポーツドクター(整形外科医またはリハビリテーション科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・公認アスレティックトレーナーで理学療法士の資格を持つ者
9. 救急処置 30時間	・公認スポーツドクター ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関において救急処置に関する教育実績および研究実績を持つ者または心肺蘇生法の指導者資格を有する者が心肺蘇生法部分を担当することができる
10. スポーツと栄養 30時間	・公認スポーツドクター ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・公認スポーツ栄養士 ・代表チーム(県代表レベル以上)、実業団チーム(プロも含む)、大学(体育会運動部)の合宿・遠征等に帯同するなど現場経験のある管理栄養士の資格を持つ者 ・大学等の研究機関において栄養学の教育実績および研究実績を持つ者
現場実習 180時間	・免除適応コース承認校アスレティックトレーナー専任教員(専任:主・副) ・公認アスレティックトレーナーで資格取得後スポーツ現場における実務経験が2年以上の者 ・公認アスレティックトレーナーマスター ・公認スポーツドクター(但し、1)見学実習、2)検査・測定と評価実習、4)アスレティックリハビリテーション実習、に限る)

## 附則

- (1)平成23年2月16日改定、平成24年4月1日施行
- (2)平成23年4月1日改定
- (3)上記基準は申請年度の4月1日時点で満たしていなければならない
- (4)平成24年6月6日改定
- (5)上記については大学生および大学院生は担当することができない
- (6)上記(5)の大学院生の内、大学等の教員または研究機関に研究職として従事する者で博士の学位取得を目指す者は除く
- (7)上記の教育実績とは、該当の教育機関において実際に主たる教員として講義を担当し、現在も継続して教育に携わっていることをいう
- (8)上記の研究実績とは、共同研究を除く自身の学術論文や原著論文の執筆実績があり、かつ現在も継続して研究実績があることをいう
- (9)公認アスレティックトレーナー有資格者の内、上記3、6、7、9、10の科目においてその科目に関する「教育実績および研究実績」の基準を満たしていても、「公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年」を経過していない者はその科目を担当することはできない
- (10)上記講師基準を満たす公認スポーツ指導者で資格有効期限が申請年度の9月までの者の内、4月1日時点で資格更新のための義務研修を未受講の者は、上記すべての科目を担当できない
- (11)平成25年5月21日改定、平成27年4月1日施行
- (12)平成28年11月8日改定、平成29年4月1日施行